

様式第1号（第1条関係）

傍 聴 人 受 付 票		
No	住 所	氏 名

傍 聴 人 の 注 意 事 項
<p>1 傍聴を希望する方は、この受付票に必要な事項を記入の上、係員の指示に従ってください。</p> <p>2 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができません。</p> <p>3 次の事項に該当する者は、入場することができません。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 銃器、凶器、火薬、劇毒薬、その他人身、建物、器具等に危害又は損害を及ぼすと認める物品を携帯する者</p> <p style="margin-left: 20px;">② 旗、ポスター、プラカード、メガホン、楽器、動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）等議事又は傍聴を妨害すると認める物品を携帯する者</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 酒気を帯びていると認められる者</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 異様な服装をしている者</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</p> <p>4 傍聴人は、次の事項を守らなければなりません。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 議員の言論又は行為に対する可否の表明、批判及び宣伝、扇動をしないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ 写真等を撮影し、又は録音をしてはなりません。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 20px;">⑥ その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>5 この規則に違反した場合、議長は退場を命じることがあります。この場合、当日再び傍聴席に入ることができません。</p>